

2. 国民健康保険証の更新時期です！

～7月末までに新しい保険証を郵送します～

現在、皆さんが使用している国民健康保険被保険者証の有効期限は、**7月31日(水)まで**となっています。8月1日からは新しく更新された保険証をお使いください。

新しい保険証が届いたら…

保険証の記載内容を確認してください。記載内容に誤りがあった場合は、保険年金課までご連絡ください。

古い保険証は…

8月になりましたら誤って使用することのないよう、保険年金課へ返却していただくか、ご自身で裁断し破棄されますようお願いいたします。

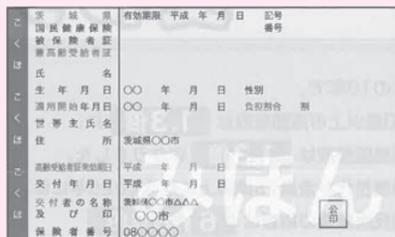
※国民健康保険ではなくなった場合は、お届けください。

～70歳以上75歳未満の方へ～

「被保険者証」と「高齢受給者証」が一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送します。

毎年8月からの医療機関での負担割合等を、前年の所得（今回は平成30年中の所得）から判定します。医療機関では、患者の負担割合を高齢受給者証で確認しますので、窓口では忘れずに提示しましょう。

▶国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証



3. 限度額適用認定証の更新時期です！

現在お持ちの「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は**7月31日(水)まで**です！

8月1日(木)以降も必要とされる方、新たに交付を希望される方は保険年金課にて申請をお願いします。

～限度額適用認定証について～

「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、医療機関で高額な医療費がかかる場合に、国民健康保険証と一緒に提示することで窓口での支払いが自己負担限度額（食事代、差額ベッド代などは対象外）までとなります。

～保険税に未納がある場合～

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を**交付する事ができません。**

また、国保加入者の中で令和元年度（平成30年中）の所得の未申告者がいる場合は、負担区分の正しい判定ができないため申告をする必要がありますので、ご確認をお願いします。



対象者

| | |
|------------------|--|
| 70歳未満の方 | 所得の区分に関係なく更新・交付対象となります。 |
| 70歳～74歳の方 | ① 国保の保険証の負担割合が3割の方で、かつ、 課税所得が145万円～689万円 の方 ② 住民税非課税世帯の方 |

※上に該当しない方については、医療機関の窓口で、国保の保険証のみの提示で所得の区分が確認できるため、認定証の交付はされません。

申請はお早めに！



国民健康保険制度のお知らせ

1. 令和元年度納税通知書および決定通知書（納付書）について！

令和元年度の国民健康保険税が決定し、7月中旬に世帯主の方（納税義務者は世帯主）へ送付しますのでご確認ください。昨年度まで特別徴収（年金から天引き）で納付していた方も、世帯構成の変更や所得の関係で普通徴収（納付書または口座振替）に変更になる場合があります。徴収方法は通知書に記載されていますので、納め忘れのないようご注意ください。

普通徴収 ～納付月と納期限について～

| 納付月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
|-----|----------|---------|----------|-----------|
| 納期 | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 |
| 納期限 | 7月31日(水) | 9月2日(月) | 9月30日(月) | 10月31日(木) |

| 納付月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|-----|----------|-----------|------------------|---------|
| 納期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 |
| 納期限 | 12月2日(月) | 12月25日(水) | 令和2年 1月31日(金) | 3月2日(月) |

※1. 納期限は納付月の末日です。末日が休日の場合は翌営業日になります。（12月のみ25日）

※2. 7月から翌年2月までの、全8期での納付となります。

●所得申告について

所得の申告（または簡易申告）をしていないと、国保税の正確な算定や軽減等の判定（下表）ができません。所得のない方も忘れずに申告をお願いします。

| 軽減割合 | 軽減判定の基準となる所得金額 (世帯主と国保の加入者、国保から後期高齢者医療制度へ移った方の前年所得の合計額) |
|------|--|
| 7割 | 33万円以下の世帯 |
| 5割 | ≪ 33万円 + (28万円×国保加入者全員と国保から後期高齢者医療制度へ移った方の合計数) ≫以下の世帯 |
| 2割 | ≪ 33万円 + (51万円×国保加入者全員と国保から後期高齢者医療制度へ移った方の合計数) ≫以下の世帯 |

～納付方法について～

●納付書で納められる方

納付書裏面に記載されている納付場所にてお支払いをお願いします。なお、納期限内であればコンビニエンスストアでの納付も可能です。

●口座振替の方

納期限日に振替となります。口座の残高が不足していると振替ができませんので、納期限前日までに残高の確認をお願いします。また、振替不能の場合再振替はできません。後日納付書を発送しますので、金融機関等でお支払いをお願いします。

●特別徴収（年金から天引き）の方

仮徴収の4月・6月・8月と本徴収の10月・12月・翌年2月の年6回での納付（年金から天引き）となります。

保険税はスマートに口座振替で!!

役場では保険税を納めに行く手間が省けたり、納め忘れがない、安心・便利・確実な口座振替を推奨しています。

安心

自動的に払い込まれるので、納め忘れることがない！

便利

納期のたびに金融機関などに行く必要がない！

確実

一度手続きすれば、自動的に毎年度更新される！

申し込み方法

申し込みの手続きは、右記指定金融機関へ直接お申し込みください。保険税の納付方法について、不明な点などありましたら役場までお問い合わせください。

手続きに必要な物

- 口座の情報がわかるもの
- 通帳の届け出印



指定の金融機関

- 常陽銀行
- 水郷つくば農業協同組合
- みずほ銀行
- 三井住友銀行
- 水戸信用金庫
- ゆうちょ銀行

